

京 都 大 学 学 内 掲 示 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝単、流旗、プラカード、<u>立看板</u>および広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。<u>なお、立看板は、縦220センチメートル、横40センチメートル以内のものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝単、流旗、プラカードおよび広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。</p> <p>第6条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年5月1日から施行する。</p>